

高額な現金出金やお振込に際してのお願い

振り込め詐欺などの特殊詐欺被害は全国的に依然として増加しており、警察署からも被害防止の観点より、窓口での高額な現金出金やお振込の際は、お声掛けのほか警察署への連絡を求められています。このような状況下において、当組合では、組合員・利用者の皆さまの大切な財産を守るため、以下のとおり対応させていただきます。

【200 万円を超える現金出金やお振込時の対応】

- ・200 万円を超える現金出金をご希望される場合は、事前のお申し出についてご協力をお願いしております。出金をご希望される 3 営業日前までに、信用課（TEL：0748-55-2858）までご連絡をお願いいたします。
- ・「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード）をご提示いただくことがあります。
取引を行う目的、職業などを確認させていただくことがあります。
- ・犯罪被害防止のため、現金出金時にはお振込をおすすめさせていただくことがあります。
- ・特殊詐欺被害が懸念される場合は、警察署に連絡することがあります。

組合員・利用者の皆さまにはご不便、お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。